

刑事訴訟法の再審規定の見直しを求める意見書

近年、袴田事件をはじめ、再審により無罪が確定する事案が相次いでいる。

長期間を経て無罪が確定する事例は、当事者にとって大きな負担となるだけでなく、刑事司法制度に対する国民の信頼にも影響を及ぼしかねない。

現行の刑事訴訟法における再審手続については、証拠開示の在り方や審理手続の進め方が必ずしも明確でないとの指摘がある。

また、再審開始決定に対する不服申立ての扱いを含め、手続の迅速性や透明性の確保について検討を求める声もある。

刑事司法制度は、適正手続の保障と国民の安全確保の双方を支える重要な基盤である。

その信頼性を一層高めるためにも、再審制度の在り方について幅広い観点から検証し、必要な制度整備を行うことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、刑事訴訟法の再審規定について実務の状況を踏まえた検討を行い、制度の透明性・迅速性の向上に資する必要な見直しを進められるよう要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 23 日

大分県津久見市議会

衆議院議長 森 英 介 殿

参議院議長 関 口 昌 一 殿

内閣総理大臣 高 市 早 苗 殿

法務大臣 平 口 洋 殿